



令和 8 年熊本地震及び令和 8 年 8 月千葉豪雨 における対応について

令和 8 年 9 月

1. 令和8年熊本地震における対応について

令和8年熊本地震における災害廃棄物対策（災害廃棄物撤去）

（令和8年9月3日時点）



災害廃棄物対策の基本方針：現地支援チームを被災地に派遣し、被災市町村のニーズに即してきめ細やかな対応

1. 生活ごみ処理（し尿・日常生活ごみ）

- 職員派遣、現地支援チーム設置、現地状況把握（人材バンクを活用した自治体職員の派遣）
- 避難所の仮設トイレ等からのし尿の回収・搬出
- 生活ごみ、片付けごみ等を処理する処理施設の被災復旧・代替施設の確保

2. 災害廃棄物撤去

- 災害廃棄物の仮置場の確保・設置
- 被災家屋の片付けごみ等の撤去・仮置場への搬出
- 全国の市町村や民間事業者等（D.Waste-net等）の応援による収集運搬支援
- 倒壊家屋等の公費解体の実施
- 被災家屋等からの石綿の飛散・ばく露防止

3. 災害廃棄物処理

- 仮置場からの搬出、処理施設での処理
- 周辺自治体や民間事業者等の受け入れによる広域処理

※ 環境省では、市町村の廃棄物処理施設の災害復旧及び市町村が行う災害廃棄物の処理（収集・運搬・処分等）に対して補助を実施。

災害廃棄物処理の進捗状況（環境省による調整・対応状況等）

- ・ 熊本県内8自治体13か所※にて、**仮置場を開設中**。※公表箇所に限る
- ・ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）に属する**全国都市清掃会議に協力要請**。
熊本市、八代市にこれまで計8市が、**ごみ収集車を支援**。
- ・ 損壊家屋等の公費解体・撤去を推進するため、環境省を中心に「**令和8年熊本地震公費解体支援チーム**」を8/7に設置。
- ・ 環境省・熊本県・熊本市が共同で「**災害廃棄物支援調整本部**」を立上げ、被災市町村の人的支援等を調整。
- ・ **八代市、氷川町において緊急公費解体を開始**。
- ・ 熊本県において、**8/20に災害廃棄物処理基本方針※を、8/21に災害廃棄物処理実行計画を公表**。

※災害廃棄物発生量(推計)：60～100万t、処理期間：令和9年12月の処理終了を目標

- ・ **8/20に石原環境大臣が被災建物や仮置場等を視察**。
「**令和8年熊本地震を受けた包括的災害廃棄物対策プログラム**」を公表。



石原環境大臣による仮置場の視察（8/20）

＜災害廃棄物対策の流れ（イメージ）＞

片付けごみ処理



被災家屋の片付けごみ



ごみ収集車

直接持込み



仮置場

搬出

解体・撤去



被災家屋



解体・撤去



仮置場

搬出

令和8年熊本地震 災害廃棄物処理基本方針

1 基本方針の位置づけ

○令和8年熊本地震に係る「熊本県災害廃棄物処理実行計画」(※)の策定にあたり、基本的な処理の方針を定める。
(※)廃棄物処理法第5条の5第2項第5号の規定により策定した熊本県災害廃棄物処理計画(R8.3月策定)に基づくもの。

2 処理主体

○市町村(廃棄物処理法第4条第1項)

【県の役割】

①技術的支援

災害廃棄物の処理に対する技術的支援

②連絡調整

関係機関等との連絡調整

③進捗管理

処理状況等を全県的に把握し、進捗を管理

3 災害廃棄物の発生量推計

○約60～100万t

※被害状況調査の進展により変動の可能性あり。

(参考)	基本方針	実績
H28熊本地震	100～130万t	311万t
R2.7豪雨	37万t	32万t

4 処理期間

○令和9年12月の処理終了を目標

⇒発災後1年5カ月で終了 ※損壊家屋の解体・撤去の進捗等による。

(参考)	基本方針	実績
H28熊本地震	2年以内	2年※
R2.7豪雨	1年6か月	1年9か月※

※ 概ねの処理完了(進捗率99.9%)。何れも2年9か月で全ての処理が完了

5 処理にあたっての基本的な考え方

- ・被災者に寄り添った早急な生活再建の後押し
- ・積極的な広報による、早め早めの情報提供
- ・市町村の負担(事務・財政)軽減
- ・関係機関との連携による迅速な処理
- ・再生利用(リサイクル)と減量化の推進

6 財源

環境省の補助事業を活用

令和8年熊本地震 災害廃棄物処理実行計画

令和8年8月21日
熊本県循環社会推進課

1 実行計画の位置づけ

○本計画は、「令和8年熊本地震 災害廃棄物処理基本方針」に基づき、災害廃棄物の処理に必要な具体的事項を整理し、各市町村が被災状況に応じ災害廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に実行することができるように必要な事項を定めたもの

2 被災の状況

○災害廃棄物発生量 約60～100万t
○公費解体見込棟数 約6,000～13,000棟

令和8年8月18日時点

地域	市町村	災害廃棄物発生量 (千t)	公費解体見込棟数 (棟)
熊本	熊本市	集計中	集計中
宇城	宇土市	70～90	700～1,000
	宇城市	140～300	1,500～4,000
	美里町	20～30	200～400
菊池	合志市	1未満	集計中
	大津町	1未満	集計中
阿蘇	西原村	1未満	集計中
上益城	御船町	5～10	50～100
	嘉島町	30～50	300～500
	益城町	30～50	300～500
	甲佐町	集計中	集計中
八代	八代市	120～270	1,300～4,000
	氷川町	50～110	500～1,500
芦北	芦北町	1未満	集計中
天草	上天草市	5～10	50～100
	天草市	1未満	集計中
県合計		600～1,000	6,000～13,000

※暫定的に熊本県が独自推計したもので、適宜見直します。
(震度6以上の市町村及び災害廃棄物の発生が見込まれる市町村を掲載)
※推計値につき、実際の被害状況とは異なります。
※災害廃棄物発生量は、片付けごみと解体ごみの合計です。

3 災害廃棄物の処理

市町村の役割	県の役割
・仮置場の設置・管理 ・災害廃棄物処理体制の整備 ・災害廃棄物の運搬、処分等の実施 ・関係機関への協力・支援要請 など	・市町村への助言・支援 ・広域処理に向けた連絡・調整 ・県全体の災害廃棄物処理の進捗管理 など

(1)災害廃棄物の処理

市町村は、仮置場の設置・管理及び災害廃棄物の処理について、必要に応じて災害時応援協定に基づき、県産業資源循環協会に要請。

(2)損壊家屋等の解体撤去

市町村は、損壊家屋等の解体撤去について、必要に応じて災害時応援協定に基づき、県解体工事業協会に協力を要請。

(3)県内処理と広域処理

災害廃棄物発生量、県内処理施設における処理可能量、目標期間等を踏まえ、災害廃棄物が多量であり処理能力を確保しなければならない場合は、県外を含めた広域処理を実施。

4 処理スケジュール

○基本方針に従い、R9.12まで(発災後1年5か月以内)の処理終了を目標に取り組む。
○県では市町村や関係団体と進捗管理会議を開催。

	令和8年						令和9年											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
熊本県災害廃棄物処理実行計画	策定																	
災害廃棄物の撤去																		
家屋等解体 (公費解体)																		
仮置場																		

令和8年熊本地震を受けた包括的災害廃棄物対策プログラム (令和8年8月20日)



I. 熊本県内災害廃棄物対策の基本的な考え方

- 被災者の日々の生活環境確保と生活再建、被災地の復旧・復興に向けて、災害廃棄物の撤去・処理について計画的かつ効率的・効果的な対応が必要。
- 熊本県庁、関係省庁、関係団体と連携・協力し、被災市町村を包括的に支援。

II. 災害廃棄物対策の各ステージにおける支援内容

1. し尿・生活ごみ

○処理施設への財政支援

- ・廃棄物処理施設の復旧に対する費用を支援

○し尿・生活ごみの着実な処理

- ・広域処理に係るかかりまし経費を支援

○避難所における仮設トイレ等の清掃業務

- ・仮設トイレの生活環境改善のため、し尿回収業者の協力を得た清掃管理の支援スキームを内閣府と連携して構築



し尿回収、清掃管理の状況

2. 災害廃棄物の生活圏からの撤去

○災害廃棄物処理に対する財政支援の拡充

- ・全壊家屋に加え、特例的に半壊家屋も解体支援

○片付けごみへの支援

- ・被災市町村による片付けごみの回収にかかる費用を支援
- ・回収に必要なごみ収集車の応援派遣を調整

○仮置場の設置・運営への支援

- ・仮置場の設置・運営にかかる費用を支援
- ・環境省職員等が仮置場を巡回し、課題を早期に発見し助言

○全壊・半壊家屋の公費解体への支援

- ・九州環境局を中心に「公費解体支援チーム」を設置し、緊急公費解体や通常の公費解体の準備を支援
- ・災害廃棄物補助金等説明会で意見交換し、被災市町村向けの常時相談窓口を開設

3. 災害廃棄物処理

○計画的な災害廃棄物処理

- ・災害廃棄物の発生量推計やスケジュール等を定める処理基本方針、具体的な処理方法や処理フロー等を定める処理実行計画の策定を支援

○災害廃棄物支援調整本部での支援調整

- ・環境省、熊本県、熊本市が共同で設置した調整本部において、被災自治体のニーズに沿った支援方法やリソース配分を調整し、人的支援等を順次実施
- 特に今後重要となる公費解体の実施に向けて、
- ・災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用
- ・大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会を通じた廃棄物行政職員派遣等による人的支援を拡充

令和8年熊本地震における災害廃棄物対策（生活ごみ処理（し尿・日常生活ごみ））

（令和8年9月3日時点）



災害廃棄物対策の基本方針：現地支援チームを被災地に派遣し、被災市町村のニーズに即してきめ細やかな対応

1. 生活ごみ処理（し尿・日常生活ごみ）

- 職員派遣、現地支援チーム設置、現地状況把握（人材バンクを活用した自治体職員の派遣）
- 避難所の仮設トイレ等からのし尿の回収・搬出
- 生活ごみ、片付けごみ等を処理する処理施設の被災復旧・代替施設の確保

2. 災害廃棄物撤去

- 災害廃棄物の仮置場の確保・設置
- 被災家屋の片付けごみ等の撤去・仮置場への搬出
- 全国の市町村や民間事業者等（D.Waste-net等）の応援による収集運搬支援
- 倒壊家屋等の公費解体の実施
- 被災家屋等からの石綿の飛散・ばく露防止

3. 災害廃棄物処理

- 仮置場からの搬出、処理施設での処理
- 周辺自治体や民間事業者等の受け入れによる広域処理

※ 環境省では、市町村の廃棄物処理施設の災害復旧及び市町村が行う災害廃棄物の処理（収集・運搬・処分等）に対して補助を実施。

災害廃棄物処理の進捗状況（環境省による調整・対応状況等）

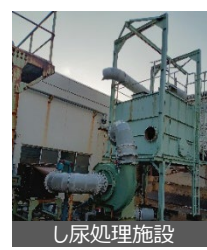
- ・ 災害廃棄物に係る事務連絡について、発災日（7/28）、8/4に、熊本県、長崎県及び鹿児島県に対し発出。
- ・ 7/29より、**環境省職員**（本省課長級以下、地方環境局）の**425人・日（9/2は10人）**を、**熊本県庁、宇城市、氷川町及び八代市**を中心に派遣し、仮置場の適正な運営やし尿処理等に係る技術的な助言を実施中。
- ・ 7/29より、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）職員の**219人・日（9/2は6人）**を現地派遣し、環境省職員とともにドローンの活用による被害調査支援等を実施。
- ・ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）に属する**廃棄物処理団体等**に協力要請し、**7/30より現地派遣**。
- ・ 8/3より、**災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）**から**熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市及び宇土市**に順次派遣。
- ・ 廃棄物処理施設・し尿処理施設の被害は以下のとおり。引き続き情報収集を継続。
 - 一般廃棄物処理施設：通常稼働11施設、点検中4施設 → 現在は、点検中だった全**4施設**が復旧（通常稼働）
 - し尿処理施設：通常稼働13施設、稼働不可1施設 → 別施設で処理中
- ・ **仮設トイレ等の衛生環境改善**に向け、**し尿回収業者の協力を得た清掃管理スキーム**を**内閣府と連携**して構築。

＜災害廃棄物対策の流れ（イメージ）＞

生活ごみ処理



し尿処理



記録的な暑さの中、震災復興における熱中症対策に、県・関係省庁・関係機関と連携して対応

これまで環境省が行ってきた熱中症対策に係る主な取組

【被災地域における全般的な熱中症対策】

- 被災地の薬局や道の駅、レンタカー営業所、空港リムジンバス等において熱中症予防のリーフレットを配布するとともに、九州全土のサービスエリアにおいてデジタルサイネージを活用した熱中症予防の普及啓発を実施

【避難所における熱中症対策】

- 避難生活中にトイレの使用を避けるため水分摂取を控えることがないよう周知広報を徹底するとともに、避難所に飲料水等の物資が十分に
行き渡るよう、医療関係者・県・関係府省庁と調整
- 避難者にリハビリを行う医療従事者等の団体に対して、避難所等巡回時に熱中症予防についても避難者へ啓発してもらうよう調整

【車中泊をされている方等に対する熱中症対策】

- 警察関係者の協力を得て、車中泊避難者への夜間の巡回時に、厚労省や県と連携して作成した「車中泊に関するセルフチェックリスト」等の情報提供を実施

【災害ボランティアの方等に対する熱中症対策】

- ボランティアの方々に対して、現地ボランティアセンターや災害ボランティアバス（ボランティアセンターと駅を結ぶバス）等における熱中症予防のためのリーフレットの配布や、また深部体温の変化を推定できるウェアラブル端末の配布を仲介し、活動時の熱中症予防の呼びかけを実施

熊本県や関係府省庁、関係機関等と連携して配布等を行っている周知広報資材

[illegible]

注意!

車中泊をされている皆様へ

車中泊をされている方は、以下の注意事項を御覧下さい。

車中泊をされている方へ

車中泊の注意の事項

1 車中泊の注意の事項

- ① 車中泊の注意の事項
- ② 車中泊の注意の事項
- ③ 車中泊の注意の事項
- ④ 車中泊の注意の事項
- ⑤ 車中泊の注意の事項
- ⑥ 車中泊の注意の事項
- ⑦ 車中泊の注意の事項
- ⑧ 車中泊の注意の事項
- ⑨ 車中泊の注意の事項
- ⑩ 車中泊の注意の事項

車中泊の注意の事項

2 エコノミークラスお部屋の対策

エコノミークラスお部屋の対策

- ① エコノミークラスお部屋の対策
- ② エコノミークラスお部屋の対策
- ③ エコノミークラスお部屋の対策
- ④ エコノミークラスお部屋の対策
- ⑤ エコノミークラスお部屋の対策
- ⑥ エコノミークラスお部屋の対策
- ⑦ エコノミークラスお部屋の対策
- ⑧ エコノミークラスお部屋の対策
- ⑨ エコノミークラスお部屋の対策
- ⑩ エコノミークラスお部屋の対策

車中泊の注意の事項

車中泊の注意の事項

- ① 車中泊の注意の事項
- ② 車中泊の注意の事項
- ③ 車中泊の注意の事項
- ④ 車中泊の注意の事項
- ⑤ 車中泊の注意の事項
- ⑥ 車中泊の注意の事項
- ⑦ 車中泊の注意の事項
- ⑧ 車中泊の注意の事項
- ⑨ 車中泊の注意の事項
- ⑩ 車中泊の注意の事項

○予防のための足の運動

○予防のための足の運動

- ① 足の運動の仕方
- ② 足の運動の仕方
- ③ 足の運動の仕方
- ④ 足の運動の仕方
- ⑤ 足の運動の仕方
- ⑥ 足の運動の仕方
- ⑦ 足の運動の仕方
- ⑧ 足の運動の仕方
- ⑨ 足の運動の仕方
- ⑩ 足の運動の仕方

**ホテル等への
避難ができません!**

ホテル等への避難ができません!

ホテル等への避難ができません!

ホテル等への避難ができません!

ホテル等への避難ができません!

ホテル等への避難ができません!

ホテル等への避難ができません!

ホテル等への避難ができません!

ホテル等への避難ができません!

ホテル等への避難ができません!

本頁

[illegible]

令和8年熊本地震におけるペットの対策 (令和8年9月2日17時時点)

基本方針：被災地の状況を踏まえて、被災者の救護・支援の観点から、ペットに関する対応を実施

1. 避難所等での対策

- 職員等派遣、現地状況把握・助言
- 避難所等でのペット飼育のための飼育用ケージ、フード等の資材供給
- 飼育スペースの確保

2. 被災者のペットの一時預かり等

- 健康上、災害復旧作業の理由等で飼育困難となる飼い主からの依頼対応
- 県内・県外の一時的預かり先の確保
- 預かり先の動物病院等への移送
- 迷い犬猫等の保護と情報発信

3. 仮設住宅での対策

- ペットとともに住める仮設住宅の確保とそのために必要なケージ等の資材供給
- 仮設住宅における適切な飼養管理の促進

これまでの動き

- 7/28（火）熊本県、長崎県、鹿児島県、熊本市への情報収集
- 7/29（水）動物愛護管理室職員（1名）を現地に派遣。九州環境局と連携対応県がペットに関する相談窓口設置
- 7/30（木）熊本県及び県獣医師会と協議。八代市、宇城市、氷川町の担当部署・避難所を訪問し、ペットの受入れに関する現状把握、助言等を行うことを確認。
民間団体と県を交えた連絡会議を開催し、今後の支援体制を確認。
- 7/31（金）県に避難所・仮設住宅等でのペットの受入れ配慮に係る依頼文発出
- 8/4（火）ペット救護本部設置（熊本県獣医師会、熊本県、熊本市）。獣医師会会員の動物病院でペットの一時預かりの受付開始。8/6（木）に同救護本部の支援募金口座が開設。
- 8/10（月）民間企業と連携して震災後に保護された犬猫の情報サイトを開設
- ペット救護本部がペットの健康相談実施（8/16八代市、8/23氷川町、8/30熊本市、宇城市）
- 8/20（木）石原環境大臣によるペット一時預かり施設視察（宇城市）



石原大臣視察（宇城市一時預かり施設）

現在の状況

- 八代市、宇城市、氷川町の担当部署と調整し各避難所を訪問、ペットに関する現状把握・助言・フード等の提供を実施（訪問避難所数：延べ82箇所（9/2時点））
- 各市町の避難所等におけるペット受入れ体制は構築済み
- 環境省は宇城市及び熊本市動物愛護センターに対して、ペットの一時預かり等のための犬用のトレーラーハウスの設置を支援。
- 環境省Xでペットの対応に関する正確な情報を定期的に発信。



ペット健康相談会（8/16八代市）

2. 令和8年8月千葉豪雨における対応について

令和8年8月千葉豪雨における災害廃棄物対策（令和8年9月3日時点）

災害廃棄物対策の基本方針：現地支援チームを被災地に派遣し、被災市町村のニーズに即してきめ細やかな対応

1. 生活ごみ処理（し尿・日常生活ごみ）

- 職員派遣、現地支援チーム設置、現地状況把握（人材バンクを活用した自治体職員の派遣）
- 避難所の仮設トイレ等からのし尿の回収・搬出
- 生活ごみ、片付けごみ等を処理する処理施設の被災復旧・代替施設の確保

2. 災害廃棄物撤去

- 災害廃棄物の仮置場の確保・設置
- 被災家屋の片付けごみ等の撤去・仮置場への搬出
- 全国の市町村や民間事業者等（D.Waste-net等）の応援による収集運搬支援
- 倒壊家屋等の公費解体の実施
- 被災家屋等からの石綿の飛散・ばく露防止

3. 災害廃棄物処理

- 仮置場からの搬出、処理施設での処理
- 周辺自治体や民間事業者等の受け入れによる広域処理

※ 環境省では、市町村の廃棄物処理施設の災害復旧及び市町村が行う災害廃棄物の処理（収集・運搬・処分等）に対して補助を実施。

災害廃棄物処理の進捗状況（環境省による調整・対応状況等）

1. 片付けごみ処理（日常生活ごみ）

- ・ 8/15以降、環境省職員を千葉県庁及び県内市町村にのべ23人・日巡回派遣し、被害状況や市町村担当部局への対応状況を確認。
- ・ 廃棄物処理施設・し尿処理施設：1施設被害有→全施設復旧済み※
※最終処分場：1施設冠水被害があったが通常の廃棄物処理への影響はなく、現在復旧済み
- ・ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）に属する廃棄物処理団体等に協力要請を行い、8/15よりのべ28人・日現地派遣。



2. 災害廃棄物撤去

- ・ 8/14より順次、千葉県内5自治体にて、仮置場を開設済み（開設中）千葉市、市原市、八千代市、八街市、大網白里市（終了済み）長柄町（8/23閉鎖）、九十九里町（8/24閉鎖）、東金市・茂原市（8/31閉鎖）

住家被害：5,242棟

※千葉県資料より 暫定値であり、今後修正が入る可能性あり。

（うち 全壊 7棟／半壊 1,262棟／一部破損 149棟
床上浸水 1,409棟／床下浸水 2,415棟）

<災害廃棄物対策の流れ（イメージ）>

片付けごみ処理



被災家屋の片付けごみ



ごみ収集車



仮置場

発出事務連絡

- 災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を千葉県に発出（8月13日）
 - ・災害廃棄物の処理に係る仮置場の確保、分別の徹底及び仮置場受入れに関する基本的な考え方について
 - ・災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携について
 - ・災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について
- 災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を千葉県に発出（8月14日）
 - ・災害廃棄物の害虫及び悪臭への対策について
 - ・被災した業務用エアコン・業務用冷蔵庫冷凍機器のフロン類の処理について
 - ・廃石綿等、感染性廃棄物、PCB廃棄物や水銀使用製品廃棄物が混入した災害廃棄物について
 - ・発生した災害廃棄物の処理等に係る石綿飛散防止対策について
 - ・被災した自動車の処理について
 - ・被災した家電リサイクル法対象品目の処理について
 - ・被災した太陽光発電設備の保管等について
 - ・被災したパソコンの処理について
 - ・災害廃棄物の仮置場におけるリチウムイオン電池等による火災防止について